# いきいき茨城ゆめ国体笠間市競技用具整備要項

### 1 目的

この要項は、第74回国民体育大会笠間市競技運営基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体(以下「大会」という。)における競技用具の整備に関し、必要な事項を定める。

### 2 競技用具の種別

| 種別  | 内容  |                                  | 例 示          |
|-----|-----|----------------------------------|--------------|
| 競技用 | 備品  | 競技を実施するために必要な備品 (施設に付帯するものは除く。)  | ベース, スコアカード等 |
|     | 消耗品 | 競技を実施するために必要な消耗品                 | 試合球、クレー等     |
| 運営用 | 備品  | 競技会を運営するために必要な備品 (施設に付帯するものは除く。) | テント,机・椅子等    |
|     | 消耗品 | 競技会を運営するために必要な消耗品                | 事務用品,記録用紙等   |

## 3 規格及び数量の決定

競技用具の規格及び数量については,県,競技団体等と十分協議し,決定する。

## 4 競技用具の整備

- (1) 競技用具については、競技会場等の施設管理者が所有しているものを原則として活用する。
- (2) 大会終了後において継続的な利用がないものについては、競技団体、業者等から借用する。
- (3) 上記(1), (2)により整備してもなお不足する場合は、施設管理者と協議のうえ、必要とするものを購入する。
- (4)ルール等の改正により規格等が変更になった場合には、競技団体と協議のうえ、 必要最小限の整備を行う。

### 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における競技用具の整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。